

第4章 主要な施策の方向性

(施策体系)

本章第1節では、「共に支え合う地域づくり」として、分野横断的な包括的支援や共に支える意識の醸成など、地域共生社会を実現する上で共通して必要な取組について位置づけるとともに、第2節では、「安心・安全なくらしを支えるサービスの充実」として、子ども・子育て、健康寿命の延伸、医療・介護提供体制の確保、障害者支援の各分野の施策の一層の充実を図り、福祉・保健・医療が一体となった取組を推進していきます。

第1節 共に支え合う地域づくり

- (1) 分野にとらわれない包括的支援の推進
- (2) 一人ひとりの尊厳を尊重した社会づくり
- (3) 地域を支え活躍する人づくり
- (4) 共に支える意識の醸成と環境づくり

第2節 安心・安全なくらしを支えるサービスの充実

1 子ども・子育て支援

- (1) 結婚出産を支える基盤づくり
- (2) 子ども・子育て家庭への切れ目ない支援
- (3) 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

2 健康寿命の延伸

- (1) 生活習慣の改善による健康づくり
- (2) 疾病予防・重症化予防
- (3) フレイル予防・介護予防・認知症予防

3 医療・介護提供体制の確保

- (1) 質の高い医療を受けられる体制の確保
- (2) 高齢化に対応した医療・介護提供体制の確保
- (3) 医療・介護を支える人材の確保
- (4) 大規模災害や感染症への備え

4 障害者支援

- (1) 障害のある人の生活支援
- (2) 障害のある人が活躍できる機会の充実

第1節 共に支え合う地域づくり

- かつてわが国では、家族や親族間での助け合いや地域での相互扶助により、子育てや介護を始めとする日常生活上の悩みや様々な生活課題等を抱えた人々の暮らしを互いに支え合ってきました。
- しかしながら、近年、核家族化や高齢化、人口減少等を背景に、人々の意識も多様化し、家庭機能の低下や地域におけるつながりの希薄化など支え合い機能の脆弱化が指摘されています。また、人口減少の本格化に伴い、地域を支える担い手の不足も懸念されています。
- 一方、個人や世帯が抱える課題やリスクは複合化、多様化し、高齢者・子ども・障害のある人といった従来の福祉が前提としてきた対象者の属性だけではとらえきれない事例が指摘されています。
- これらの課題やリスクに包括的に対応し、支援を提供する体制の整備が求められており、2017年及び2020年の社会福祉法改正により、「地域共生社会」の実現をめざして、市町村において包括的な支援体制づくりに努めることとされ、国及び都道府県においても市町村における体制整備に必要な援助を行うこととされました。
- こうした包括的支援体制の構築にあたっては、行政を始め住民や企業など地域社会を構成する多様な主体が一体となって取り組むことが必要です。近年、NPO活動や企業の社会貢献活動が拡大していますが、人生100年時代の到来を迎え、地域づくりにおける元気な高齢者の活躍にも期待が寄せられています。
- 誰もが尊厳を持ったかけがえのない個人として尊重され、安心して地域で生活することができるよう、福祉・保健・医療サービスのより一層の充実を図りつつ、多様な主体が参画し、地域で共に支え合う社会「地域共生社会」の構築が必要となっています。

(1) 分野にとらわれない包括的支援の推進

【現状と課題】

- 複合化、多様化する課題やリスクに対応していくためには、福祉、保健、医療、教育、労働等の様々な機関の連携による分野横断的な包括的支援の提供が重要となります。生活困窮者自立支援、ひきこもり対策、自殺対策等は、多分野との連携がとりわけ重要視されてきた施策であり、身近な市町村において、こうした包括的支援の取組を広げ、世代や支援ニーズの内容に関わらず、一元的に相談を受け止め、関係機関と連携し、必要な社会資源を開発していくことが求められます。
- また、家庭や地域のつながりや支え合いが希薄化する中、地域社会から孤立する人や世帯の増加が危惧されますが、孤立により支援の必要性に気付かれないまま、問題が深刻になってしまうことが懸念されます。特に、今後は一人暮らし高齢者の急増が見込まれており、地域包括支援センターや社会福祉協議会をはじめ、地域住民や民生委員、NPO 法人、民間事業者など、多様な主体が連携して、支援を必要とする人や世帯の孤立を防ぐ取組を進めが必要です。
- 生活困窮に至る背景としては、就労や心身の状況、家族や地域社会との関係性等、様々な要因が想定され、多様で複合的な課題を抱えている場合も多々受けられます。このため、自立支援にあたっては、心身の不調への対応、家計管理、就業支援、住まいの確保等、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援が必要となります。
- 2015 年に始まった「生活困窮者自立支援制度」は、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないようにするために、生活困窮という状態に着目して、対象者の属性に関わりなく、生活保護に至る前の支援を包括的に行う仕組みであり、地域共生社会の中核的な役割を担うことが期待されています。
- また、「ひきこもり」は、様々な要因の結果として、就学や就労等の社会参加を回避し、自宅以外での生活や活動の場が長期にわたって失われている状態であり、本人や家族の抱える課題は、対人関係や進学の悩み、就労の困難さ、心身の不調、生活困窮、地域社会からの孤立等、年齢や状況により多岐にわたります。

- 本県では、県精神保健福祉センターに設置している「あいちひきこもり地域支援センター*」や保健所において、市町村を始めとする関係機関と連携し、本人及び家族への相談支援を行っていますが、近年はさらに、ひきこもりの長期化や、それに伴う本人や親の高年齢化により、いわゆる「8050問題」も指摘されており、複合化・困難化した課題を抱える本人や家族の状態に応じた身近な市町村における包括的な支援が求められます。
- また、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等をはじめ、様々な社会的要因があることが指摘されており、自殺はその行為そのものだけでなく、そこにいたるプロセスとしてとらえることが必要です。
- WHO（世界保健機関）は、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しており、自殺対策は社会・経済的な視点を含む生きるためにの包括的な支援として、保健、医療、福祉、教育、労働等の様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携して取り組む必要があります。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等の増加により、生活困窮者支援制度へのニーズが急増しています。とりわけ、複合的な課題を抱えている人は、景気変動や災害の発生等の影響も受けやすく、生活困窮を始めとする様々な要因による自殺リスクの高まりも懸念されているなど、社会経済情勢に応じた迅速な対応が求められます。
- 本県には、東京都に次いで全国で2番目に多い外国人県民が生活しており、近年、定住化や永住化、居住地域の広がり等により、身近な存在になっています。日本で子どもを産み育てる人の増加とあわせ、高齢化も進んでおり、言葉や文化・生活習慣の違いから生じる外国人特有の課題への支援とともに、子育てや介護、医療など、ライフステージに応じた切れ目ない支援が求められています。
- 矯正施設*入所者等の中には、高齢や障害等により、地域で自立した生活を営むことが困難であるにもかかわらず、出所後すぐに住まいの確保や福祉的な支援が得られないことで、再犯に至る人がいます。入所中から、地域生活定着支援センター*や保護観察所*をはじめ、福祉・医療・法務等の関係機関が連携し、安定した地域生活が継続できるよう、生活全般にわたる包括的な支援が求められます。

- さらに、子育て世帯、高齢者、障害のある人等、支援が必要な人の多くに共通する課題もあります。

中でも、住まいは、安定した地域生活に不可欠な基盤であり、高齢者、障害のある人、子育て世帯、生活困窮者等のいわゆる「住宅確保要配慮者」には、バリアフリー化や適切な広さ、家賃負担等の配慮や支援が求められますが、需要に応じた安定した供給が課題となっています。持ち家や賃貸住宅といった住宅に、居住に関する福祉サービス等をあわせて提供することで、個々の状況に応じた適切な居住環境の確保を図ることが必要です。

- 災害が発生した場合には、高齢者や障害のある人、妊娠婦や乳幼児のいる家庭、外国人県民等のいわゆる「災害時要配慮者」は、正確な情報伝達や状況判断、迅速な避難行動、避難所の生活等において配慮が求められ、身近な地域において平常時からその特性に応じた備えの充実を図ることが必要です。災害時には、地域課題がより鮮明になり、日ごろからの地域での交流や支え合いが、非常時の安心につながります。

【主要な施策の方向性】

(重層的支援体制*の整備等)

- 地域住民等からの多様な相談の包括的な受け止めや、社会とのつながりの回復支援、地域社会からの孤立防止や居場所づくり等、複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制が構築されるよう、人材育成、必要な助言、情報の提供等を行い、市町村における重層的支援体制の整備を支援します。
- なかでも、一人暮らし高齢者等が地域で孤立することなく安心して生活できるよう、介護予防や生きがいづくりに加え、民生委員による訪問や見守り、生活支援サービスなど、市町村において、住民、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービス提供やネットワークづくりが円滑に実施されるよう支援します。
- 市町村地域福祉計画について、策定にあたっての必要な知識や他市町村の状況等について情報提供を行うなど、全ての市町村において計画の策定や充実が図られ、地域の実情に応じた地域福祉が推進されるよう支援します。

(生活困窮者への包括的な支援)

- 生活保護制度をはじめ、ひとり親家庭や児童福祉施策、高齢福祉施策、障害保健福祉施策、自殺対策、ひきこもりの人への支援等、関係する施策や機関との連携を図りながら、必要な支援を届けるアウトリーチの視点も取り入れ、生活困窮者の自立に向けた人的支援を包括的に提供します。
- 繙続的な相談支援とあわせ、住まいの確保や就労に向けた支援、家計改善支援、一時的な資金貸付等により、生活保護にいたる前から、きめ細やかな支援を実施し、事態の長期化や深刻化を防ぎ、早期の社会生活および日常生活の自立を支援します。
- 貧困の連鎖を防ぐため、保護者の生活支援や就労支援とあわせ、教育支援や地域における学習支援、子ども食堂をはじめとする居場所づくり等、生活困窮世帯の子どもの健やかな成長を支援するための取組を推進します。
- 高齢化や期間の長期化、自立意欲の低下等の傾向が懸念されるホームレスの人についても、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度などにより、自立支援を推進します。

(ひきこもり状態にある人への支援)

- ひきこもり状態にある本人やその家族の心理的不安や負担感の軽減をはかるため、県精神保健福祉センターや保健所のみならず、身近な市町村においても、ひきこもり相談窓口を明確化し、福祉・保健医療・教育・就労等の関係機関と連携しながら、相談者のニーズに応じたきめ細かい支援を提供します。
- 県精神保健福祉センター及び保健所が協力し、市町村に対し精神保健の視点を踏まえた技術的支援を行うとともに、相談にあたる人材の資質向上を図ります。また、県精神保健福祉センターに設置された医療・法律・心理・福祉・就労支援等の多職種から構成されるチームによる、より専門的な支援を提供します。

(自殺対策の推進)

- 市町村を始めとする保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関と連携し、就学期から高齢期までの各ライフステージに応じた自殺防止の取組を総合的に推進するとともに、生活困窮者など自殺リスクの高いとされる方々への対策を実施します。
- 県精神保健福祉センターや保健所において、こころに悩みを抱える人の相談支援を行うとともに、市町村等が行う自殺対策に対する支援や関係機関における相談対応職員の資質向上を図ります。とりわけ、社会情勢等の影響により、自殺リスクの高まりが懸念される場合には、県民への啓発や相談体制の充実・強化を図るなどリスクの低減に努めます。

(外国人県民が安心して暮らせる環境づくり)

- 日本語教室への支援など地域の中で世代を問わず日本語を学ぶことができる体制の充実を図るとともに、出産・子育て支援の充実や介護をはじめ、高齢や障害のある外国人県民への対応の検討、通訳や情報提供等による医療機関の利用促進など、ライフステージに応じた生活支援を推進します。



愛知県多文化共生シンボルマーク

世界を表す地球を擬人化して表現し、その周辺には手をつないだ人々を配して互いの文化を理解しあっている様子を表現しています。

(福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等への支援)

- 地域生活定着支援センターを中心に、矯正施設や保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、矯正施設等の入所中から帰住先のコーディネートや福祉サービス等の利用手続等、出所後の地域生活の調整を行うとともに、出所後の継続的な支援により地域生活への定着を図ります。
- 市町村の自立支援協議会^{*}等や、地域包括支援センター^{*}や障害者基幹相談支援センター^{*}等の相談機関、社会福祉協議会、福祉事業所等の保健医療・福祉関係機関との情報交換や事例検討等を通して、地域のネットワークづくりを推進します。

(適切な居住環境の確保)

- 既存住宅のバリアフリー化やサービス付き高齢者向け住宅等のバリアフリー対応住宅の供給を促進するとともに、公営住宅団地への子育て支援施設の併設や多文化共生等に活用できる集会所等の整備、グループホームとしての活用など、福祉ニーズを踏まえた居住環境の整備等を推進します。
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間の賃貸住宅の登録促進や情報発信、居住支援法人^{*}による住宅の入居者への相談や生活支援、公的賃貸住宅における優先入居の推進などを通して、安心して入居・居住できるよう支援を推進します。

(災害時要配慮者への支援の推進)

- 災害時要配慮者の把握及び特性に応じた避難行動の支援や、避難所におけるバリアフリー化や福祉避難所^{*}の確保等、市町村における要配慮者支援体制の整備を推進します。
- 発災時の情報伝達や避難所におけるコミュニケーション等が円滑に図られるよう、避難所でも活用できるコミュニケーション支援アプリの運用等、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用や、認知症の特性を考慮した災害時支援モデルの構築、多言語による支援や「やさしい日本語^{*}」の普及など、要配慮者それぞれの特性に応じた支援を推進します。

(2) 一人ひとりの尊厳を尊重した社会づくり

【現状と課題】

- 地域社会の構成員が多様化するなか、誰もが孤立することなく地域の一員であると感じられるためには、年齢、性別、心身の状態、職業、国籍などの相違や多様な価値観を認め合い、誰もが差別や偏見により地域社会から疎外されることなく、一人ひとりが尊厳を持ったかけがえのない個人として尊重されることが必要です。
- しかし、今なお、不当な差別的取り扱いや偏見は存在しており、人権に関する継続的な教育や啓発が必要です。なかでも、昨今、「障害」の捉え方が転換され、日常生活や社会生活を制限・制約する社会の制度や慣行等の「社会的障壁」を取り除くことが求められています。本県では、この趣旨を踏まえ、2015年12月に「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定し、差別解消に向けた取組を進めています。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染が広がる中で、感染症患者や家族だけでなく、治療にあたる医療従事者や介護を行う社会福祉施設等職員への偏見や差別が課題となっています。
- 認知機能の低下や障害等により、判断能力が十分でなかったり意思決定が困難な場合には、権利擁護支援が必要となります。今後、認知症高齢者や高齢者単身世帯の増加により、支援ニーズの増加が見込まれており、2016年には「成年後見制度等の利用の促進に関する法律」が施行されました。安心できる日常生活の支援と権利擁護の推進が必要であるとともに、ケアの提供者等には本人の意思をできる限り丁寧にくみ取ることが求められています。
- 子どもに対する虐待や、高齢者や障害のある人に対する福祉サービスの提供者や家族等による虐待、配偶者に対する暴力（DV*）等は、重大な人権侵害であり、これらの防止は、尊厳の保持にとって非常に重要です。市町村をはじめとする関係機関の連携により、未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止を図る必要があります。

【主要な施策の方向性】

(人権教育・普及の推進)

- 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）、外国人、感染症患者、犯罪被害者、ホームレス、性的少数者等の人権に関する重要課題をはじめ人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくよう、家庭や地域社会、学校、企業等の幅広い場における教育や啓発に継続的に取り組むとともに、インターネットを用いた悪質な差別事象など、社会環境の変化や人々の意識、価値観の変化に伴い生じる新たな人権問題への的確な対応を図ります。
- 地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる隣保館※においては、開かれたコミュニティセンターとして、相談事業や地域交流事業等が行われており、自治組織や、生活困窮者自立支援の実施機関を始めとする福祉、人権、文化等に関する組織との連携を図りながら、多様な社会資源のひとつとしての役割を果たしていくよう適切に対応していきます。

(障害のある人への差別解消に向けた取組の推進)

- 「職員対応要領※」に基づき、県職員一人ひとりが適切な対応を図るとともに、既存の県のすべての相談窓口での相談対応、県内 7か所の福祉相談センターと県精神保健福祉センターに設置した広域的相談窓口での市町村への支援等により、障害のある人からの相談に的確に対応し、紛争等の防止を図ります。
- 県障害者虐待防止・差別解消推進協議会※により、地域の関係機関等との連携を推進するとともに、市町村における障害者差別解消支援地域協議会の設置促進を図ります。あわせて、不当な差別的取り扱いを受けた障害のある人からの求めがあった場合には、事業者への助言、あっせん、指導等を行います。
- 今後の「障害者差別解消法」の改正動向を踏まえ、「愛知県障害者差別解消推進条例」の見直しについても、これまでの実績や障害のある人及び障害者団体の御意見をもとに検討を進めます。

(新型コロナウイルス感染症への理解促進)

- 2020 年 10 月に制定した「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」に基づき、適切な情報発信による必要な知識の普及や理解促進、風評被害の防

止等を図るとともに、感染症の患者及びその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないよう努めます。

(権利擁護の推進)

- 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(いずれも厚生労働省)を踏まえ、認知症の人や障害のある人の支援に関わる人が、本人の意思を丁寧にくみ取り、個々に応じた意思決定支援を行うことができるよう、人材育成を推進します。
- 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業※や成年後見制度※の利用を促進するとともに、家庭裁判所や法律専門職団体等とも連携し、市町村における医療、福祉、法律専門職団体からなる地域連携ネットワークづくりの支援を推進します。

(適正な事業運営の確保等)

- 福祉サービスの利用希望者への情報提供や、サービス評価や苦情解決などのサービスの選択・利用を支援する仕組みの充実や制度の周知、利用促進を図ります。また、法人や施設、事業所に対する適切な指導・監査、専門的人材の養成等による適切なサービスの提供基盤の確保等に努めます。

(子どもや高齢者、障害のある人への虐待の防止)

- 「愛知県子どもを虐待から守る条例」に基づき、子どもの人権が尊重され、子どもが健やかに成長できるよう、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応、虐待を受けた子どもへの援助とその保護者への指導や援助、子どもを虐待から守るための人材育成等に取り組みます。
- 市町村職員や福祉事業所職員等、高齢者や障害のある人への虐待に対応する人材の養成、資質の向上を図るほか、広く県民に理解の促進、虐待防止に関する意識の啓発を図ります。
- 障害者虐待防止法に基づく「県障害者権利擁護センター※」と「市町村障害者虐待防止センター※」を中心に関係機関とのネットワークの整備を推進します。

(DV 防止・被害者支援)

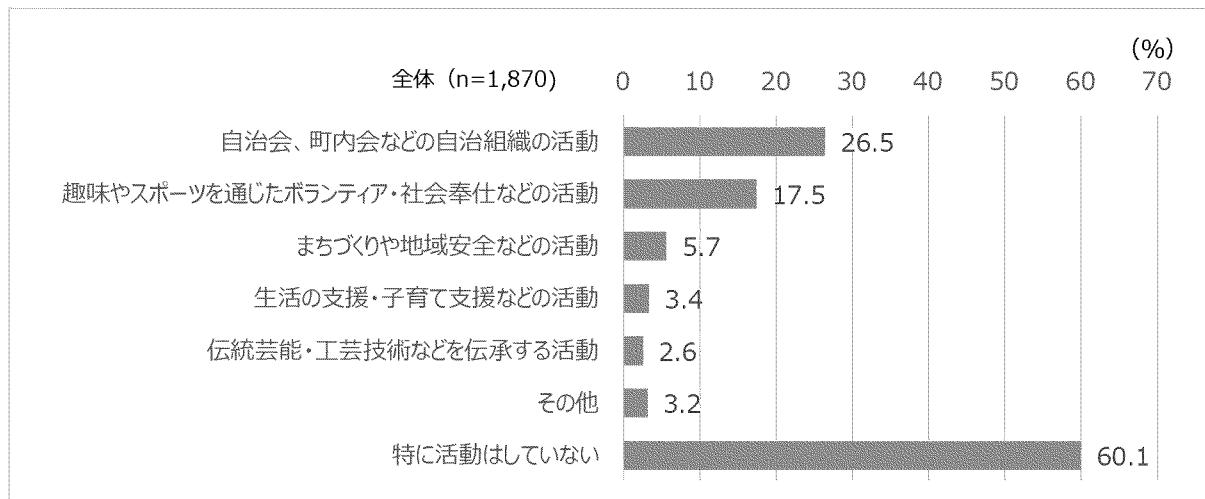
- 早い段階から DV に対して正しい認識を持てるよう、若い世代に対しても DV 防止に関する啓発を行うなど、男女を問わず配偶者等からの暴力を許さない県民意識の醸成を図ります。
- 女性相談センターを中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、被害者の状態に応じた安全な保護体制の確保、子どもも含めた被害者の自立に向けた心理面・生活面での支援の提供等、市町村や児童相談センター、警察、民間団体等との連携を図りながら、相談から保護、自立まで切れ目ない支援を推進します。また、被害者の多国籍化に対応するため、多言語による支援を提供します。

(3) 地域を支え活躍する人づくり

【現状と課題】

- 包括的な支援体制の構築にあたっては、行政や福祉・医療等関係者はもとより、住民や自治会等の地縁組織、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、企業等の多様な主体の参画が不可欠です。
- その際には、行政や専門職は専門的なケアや高度な支援を必要とするケースへの対応、地域住民やボランティア等は、より身近で日常的な交流や現場の専門職のサポートなど、それぞれの特性を活かした役割分担を図りながら、協働していくことが求められ、地域づくりを担う人材の育成が必要です。
- 人生 100 年時代を迎え、退職後の時間が長くなる中、退職後の高齢者に、地域づくりの担い手としての役割が期待されています。一方、60 歳以上の高齢者のうち、約 6 割は特に社会的活動を行っていないとの調査結果もあり、高齢者の社会参加の促進を図るとともに、地域づくりの中心的役割を担う人材の育成を行う必要があります。

◆ 高齢者が現在行っている社会的な活動



(資料)「平成 30 年度高齢者の住宅と生活環境に関する調査」(内閣府)

- また、NPO 法人の約半数が、「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」を活動分野としており、地域における支え合いの重要な担い手として、地域に密着した課題への柔軟な対応が期待されています。

【主要な施策の方向性】

(住民の地域活動への参加促進)

- 社会活動や地域貢献に意欲のある方々に、保育や介護の現場で専門職をサポートする役割を担っていただけるよう支援し、福祉現場における支援者の役割分担を推進します。
- 地域における子育てを支援する子育てネットワーカー※や健康づくりに関する取組を推進する健康づくりリーダー※を養成するなど、住民の地域活動への参加を促進するとともに、地域づくりを担うボランティアとの協働を推進します。
- 元気な高齢者が地域で活躍できるよう、就労やボランティア活動等に関する一体的な支援の提供や、多世代交流を通じた地域活動への参加促進等について試行的に取り組み、県内市町村への拡大を図ります。
また、シルバー人材センター※における就労機会の確保や技能講習等の取組を推進します。
- 「あいちシルバーカレッジ※」の充実を図ることにより、高齢者に対して、地域活動の実践につながる学習機会を提供するとともに、地域の社会活動の中核となる人材の育成を推進します。

(地域づくりを担う団体への支援)

- 社会福祉協議会が、ボランティアや民生委員・児童委員の活動推進、社会福祉法人・施設等への支援等を始めとする様々な地域福祉活動を推進し、共に支え合う地域づくりの中核的な組織としての役割を果たせるよう支援します。
- 多様な主体が参画する地域づくりにおいて、重要な役割を担うことが期待されるNPOに対し、研修会の開催等を通じて、資金調達力の向上や組織基盤の強化を図るとともに、ホームページによる情報提供を行うなど、必要な支援を行います。

(4) 共に支える意識の醸成と環境づくり

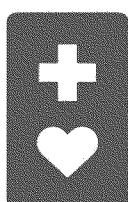
【現状と課題】

- 地域社会は、世代や属性、心身や世帯の状況、国籍等が異なる人々が、共に生活する場であり、こうした背景から生まれる価値観もまた多様化しています。
- こうした中、地域住民や地域の様々な主体が参画し、世代や分野を超えてつながり合い地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現するためには、若い世代を含む県民一人ひとりが、こうした多様性に理解を深め、相互に支え合う意識を持つことが不可欠です。
- このため、障害のある人や認知症の人、様々な疾患の患者、外国人県民など、地域を構成する多様な人々への理解を深める取組を推進するとともに、子育てや介護、健康づくりや病気の療養等を社会全体で支えることができるよう、支え合いの機運を醸成することが必要となっています。
- なかでも、企業における取組は、従業員等の理解促進やサービスの向上が、多様な人々の安心や暮らしやすさにつながるとともに、企業活動を通して幅広い人々への発信が期待されるなど、社会全体の機運醸成のためには、行政や健康福祉分野の団体等はもとより、企業等と一体となった取組の推進が求められます。
- あわせて、多様な社会参加のためには、誰もが安心して気軽に外出できる、人にやさしい環境が重要です。
道路や公共交通機関、公共施設や商業施設の建物、公園等、多くの人が利用する施設が誰にとっても使いやすいものであるためには、段差の解消やエレベーターの設置等のハード面でのバリアフリー化とあわせ、利用者への接遇やスロープ板の適切な操作等といったソフト面での対応の推進が必要です。

【主要な施策の方向性】

(共に支え合う意識の醸成)

- WEB サイト等を活用した情報発信、関係機関と連携したイベントやキャンペーン、研修会の開催等を通じて、障害のある人や認知症の人、様々な疾患の患者、外国籍の人など地域社会を構成する多様な人々についての理解の促進を図ります。また、子育てや介護、児童虐待の防止などについて、社会全体で支え合い見守ることの重要性について、県民一人ひとりの意識の啓発を行います。また、これらの取組を通して、様々な世代が健康福祉に関する学びを深められるよう、こうした機会についての情報発信を行います。
- 児童生徒の発達段階に応じて、高齢者など地域の人々と協働することの必要性や高齢者との関わり方、高齢者の尊厳と自立生活の支援等について理解を促進し、地域社会を形成する人々の多様性を尊重した人間性豊かで寛容な心を育みます。
- 小・中・高校生を対象とした「福祉実践教室※」の推進等、市町村社会福祉協議会における福祉教育の普及促進を図るとともに、介護、障害、児童福祉施設等の見学会や体験学習等を通じて、高校生の福祉や介護に対する理解の促進を図ります。
- 障害のある人や認知症の人への理解を促進するため、県とのパートナーシップ制度※の運用等を通じて、企業等との連携の推進を図ります。また、市町村や協賛企業等と連携し、社会全体で子育てや健康づくりを応援する機運の醸成を図ります。



「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度」

ヘルプマークの普及啓発に御協力いただける民間事業者（企業・法人・団体）を、県で「ヘルプマーク普及パートナー」として登録し、県の web ページにて、企業名や先進的な取組事例を紹介します。

ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成 24 年 10 月に作成。



「あいち認知症パートナー企業・大学」

認知症に理解の深いまちづくりに「じぶんごと」として取り組み、その取組内容を宣言していただく企業や大学等を「あいち認知症パートナー企業・大学」として登録し、県の web ページにて企業名や取組内容を紹介し、県主催のイベントでの PR を行います。

- 従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の登録拡大を図るなど、子育てや介護、治療、地域活動等を行いながらも安心して働き続けられる職場環境づくりを推進します。また、健康経営^{*}に取り組む企業の登録制度を運用するなど、健康づくりを推進する社会環境づくりに取り組みます。



「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」

社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録し、県のwebページにて企業名や取組を紹介します。ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタントの利用や、県融資制度の対象といった登録企業への支援メニューもあります。



「愛知県健康経営推進企業」

健康経営を推進する企業・団体を「愛知県健康経営推進企業」として登録し、県のwebページにて企業名や取組を紹介します。あわせて、年1回、優れた取組を行っている法人の表彰を行っています。

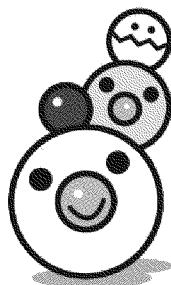
(人にやさしい街づくりの推進)

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、生活関連施設を結ぶ道路の歩行空間のバリアフリー化の推進とともに、建築物、道路、公園、公共交通機関等のハード面とソフト面が一体となったバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進を図ります。

第2節 安心・安全なくらしを支えるサービスの充実

1 子ども・子育て支援

- 本県の2019年の合計特殊出生率は1.45（全国26位）と、安定的に人口を維持できるとされる人口置換水準2.07を大きく下回っています。出生数も第2次ベビーブームである1973年（125,395人）をピークに減少傾向にあり、2019年には57,145人とピーク時から半減しています。
- 少子高齢化が進行する中、今後も総人口に対する年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合はますます減少していくことが見込まれており、本県が引き続き活力を維持し、持続的に発展していくためには、少子化の流れに歯止めをかけることが必要です。
- 少子化の主な要因としては、未婚化や晩婚化の進行、子育てへの負担感や不安感が指摘されています。また、世帯の状況や保護者の就労等により、子育て家庭のニーズは多様化し、さらには、貧困やひとり親家庭など配慮が必要な家庭への状況に応じた支援も求められています。
- 次代の社会を担う子どもは、生まれながらにして、一人一人尊重されるべきかけがえのない存在であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備し、その健やかな育ちを支えることは社会全体の責務です。
- そのため、親世代の子育てを支援するという視点のみならず、子どもの存在や意思を大切にし、心身ともに健やかな育ちを支えるという視点を重視しながら、子どもの育ちの過程と、結婚前も含めた子育て世代のライフステージに応じた総合的な施策を展開する必要があります。



「はぐみん」
(愛知県の子育て・子育ち応援マスコットキャラクター)

「家庭円満や平和」を象徴する「まる」をテーマに、卵からひよこ、ニワトリという成長過程を描いています。「はぐみん」という名前は、「育み・育む」ということばと、抱きしめるという意味を持つ「Hug」ということばが由来です。

(1) 結婚・出産を支える基盤づくり

【現状と課題】

- 安心して結婚や出産、子育てを行うには、安定した生活基盤の確保が重要です。そのためには、安定した就労が重要ですが、止むを得ず非正規雇用で働いている人の割合は、若い世代（25～34歳）で約2割に上ります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の両立が課題となる中、若い世代の安定就労を支援するための取組の充実が求められています。

◆ 不本意非正規労働者^{*}の状況（全国）

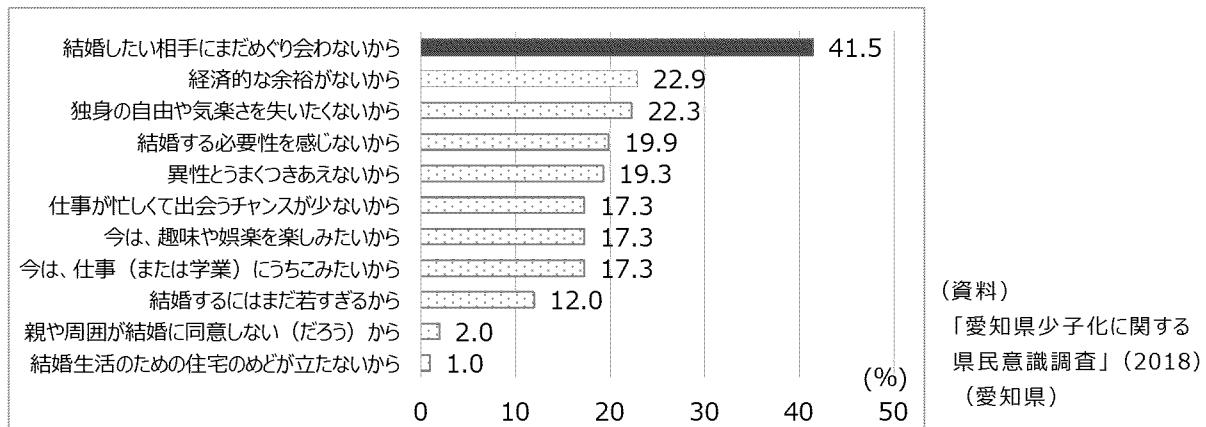
	人数	割合
全体	236万人	11.6%
15～24歳	15万人	5.5%
25～34歳	43万人	17.7%
35～44歳	45万人	13.2%
45～54歳	53万人	12.7%
55～64歳	51万人	12.6%
65歳以上	28万人	7.7%

* 非正規労働者で現職の雇用形態についての主な理由を『正規の職員・従業員の仕事がないから』と回答した者

（資料）「労働力調査」（2019年平均）（総務省）

- また、本県が実施した調査によると、独身に留まる理由として、「結婚したい相手にめぐり会わない」が最も多く、かつては出会いの機会を提供してきた、家庭や地域、職場の役割が時代とともに変化してきており、社会全体で結婚を支援する取組が求められています。

◆ 独身に留まる理由



- あわせて、保健・医療の面からの不安の軽減が、安心して妊娠、出産するためには必要です。医師不足等により診療制限を行う産婦人科の割合は12.1%（2019年6月）*と減少傾向にあるものの依然高い状況となっています。

引き続き、周産期医療提供体制の確保を図るとともに、市町村の母子保健施策と連携した妊娠・出産を支える取組の充実や、子どもを望みながらも不妊や不育に悩む夫婦への支援も求められています。

* 県内病院における医師不足の影響に関する調査（愛知県、2019年）

【主要な施策の方向性】

(若者の就労支援)

- 「ヤング・ジョブ・あいち*」における、就業に関するワンストップサービスの提供や、大学等と連携した新規学卒者等の就職支援などにより、若者の就労を総合的に支援します。
- 企業において若者の指導・相談に対応できる人材を養成し、職場定着に取り組む企業を支援するなど、若者が安心して働き続けられる職場環境を整備します。

(結婚支援)

- 企業や地域で結婚支援に取り組む必要性について理解を深め、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ります。
- 企業や市町村等の団体と連携した出会いの機会創出のための取組や、県のポータルサイトを活用した結婚支援のための情報提供など、結婚を希望する人の支援を推進します。



あいち出会い系サポートポータルサイト
「あいこんナビ」
<https://www.aiconnavi.jp/>

(妊娠・出産に関する支援)

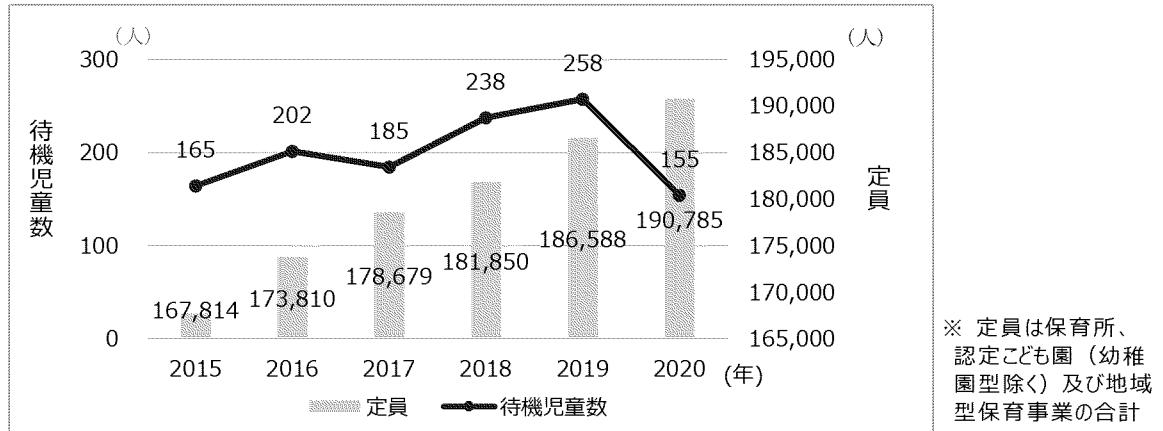
- 産科医等の分娩手当等への助成や、医療機関における勤務環境の改善に向けた取組への支援等を通じて、周産期医療に従事する医師等の安定的な確保を図るとともに、周産期母子医療センター*の整備への支援など、安心して出産できる周産期医療体制の充実を図ります。
また、周産期母子医療センターと市町村等の関係機関が連携し、妊産婦等に対する適切な支援が提供されるよう支援します。
- 妊娠や出産に対する正しい知識の普及に努めるとともに、予期せぬ妊娠や生活上の不安など悩みを抱える妊婦等に対して、市町村や医療機関等の関係機関と連携し適切な相談支援を実施します。また、研修会の開催や先進的情報の提供等を通じて、市町村における安全・安心な妊娠・出産を推進する取組が充実するよう支援します。
- 不妊や不育に関する相談や治療等に関する情報提供、経済的負担の軽減など、不妊、不育に関する支援を推進します。

(2) 子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

【現状と課題】

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに孤立感や不安感を感じやすい状況にあります。子育てへの不安は、妊娠中から感じることも多く、とりわけ多胎児の場合は、身体的、精神的負担や経済的な問題等、多胎児ならではの困難さも指摘されています。
また、悩みを抱えても自ら支援を求める事のできない保護者もあり、保護者の心理に寄り添って、家庭の状況に応じた支援を提供することが必要です。
- 市町村における乳児のいる家庭への訪問や乳幼児健康診査等の母子保健サービスは、子育ての初期から子ども・子育て家庭と接する機会が多く、保護者の悩みや不安に早期に気付き必要な支援につなぐことができるものです。子どもの発達や健康を確認するだけでなく、子育て支援、さらには児童虐待の予防の観点からも重要であり、母子保健サービスの充実を図るため、県は市町村を支援することが求められます。
- 共働き世帯の増加等による保育ニーズの高まりにより、保育所等の待機児童が発生しており、子育て家庭の不安・負担の一つになっています。県では、保育所等の整備を進めるとともに、必要となる保育人材の確保に取り組んできましたが、待機児童の解消には至っておらず、引き続き、より一層の取組が必要です。

◆ 保育所定員・待機児童数の推移（愛知県）



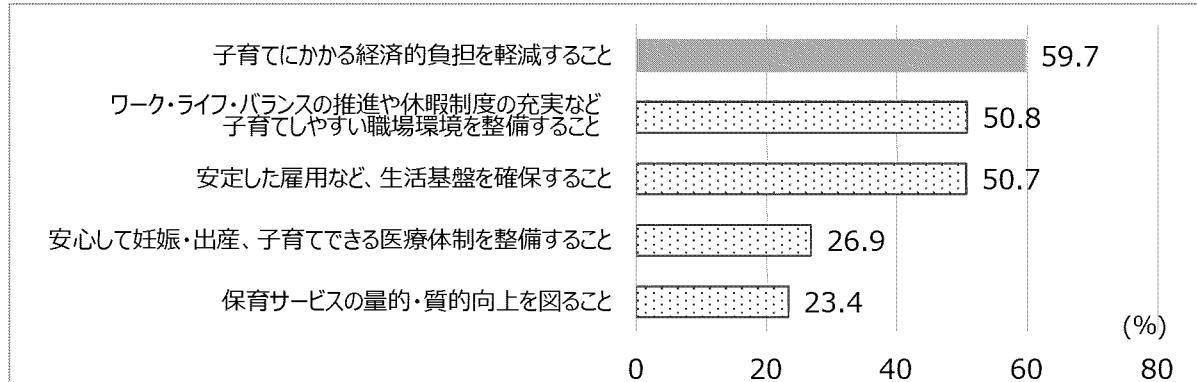
（資料）「待機児童調査」（各年4月1日時点）（厚生労働省）

- 保護者の就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの充実が求められています。また、本県には多くの外国人の子どもが居住しており、今後も増加が見込まれる状況を踏まえ、外国人の子どもが円滑に保育所等を利用できる

よう適切な支援が求められています。

- 保護者の就労状況にかかわらず、小学校就学後も子どもが放課後等に安全・安心な場所で過ごせることも必要です。いわゆる「小1の壁※」を打破するとともに、放課後児童クラブ※の待機児童の解消をめざし、放課後児童クラブと放課後子ども教室※の一体的又は連携実施など、総合的な放課後児童対策の推進が必要です。
- また、子どもの育ちの過程を通して、子どもの健康は、子ども自身の健やかな育ちにも、保護者の安心のためにも重要であり、切れ目ない母子保健サービスとともに、身近な地域で適切な医療が受けられることが必要です。とりわけ、小児救急患者は、成人に比べて症状の把握が困難であり、小児専門のスタッフや設備による小児救急医療体制の充実強化が必要です。
- さらに、経済的負担も多くの方が子育てに感じる負担感のひとつであり、本県の実施した調査によると、「安心して子どもを生み育てることができる社会のための施策」で重要なものとして、「子育てにかかる経済的負担を軽減すること」と回答した人が約6割と最も多くなっています。県ではこれまでも経済的支援による負担の軽減を図ってきましたが、引き続きの支援が求められています。

◆ 安心して生み育てることができる社会のための施策



(資料)「少子化に関する県民意識調査」(2018年) (愛知県)

【主要な施策の方向性】

(地域における子ども・子育て支援)

- 妊娠期から子育て期に至る保護者の様々なニーズに対して、切れ目なく総合的な相談支援が提供できるよう、研修の実施等により子育て世代包括支援センター※の充実強化を図るなど、市町村における取組を支援します。
- 県民の母子保健に関する様々なニーズに対応するため、事例検討や研修を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質向上を図ります。
- 市町村が妊娠届時に把握した妊婦の抱える不安等を早期の支援につなげ、子育てに関する不安や多胎育児家庭の孤立感や不安の軽減を図れるよう、保健師や助産師等による乳児家庭への全戸訪問や養育支援訪問等の市町村における取組を支援するとともに、NPOなど多様な主体による家庭訪問型の子育て支援を促進するなど、訪問支援の充実を図ります。
- 保育や教育に要する費用や医療費の軽減、各種手当等により、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- 県のポータルサイトにおける子育て支援情報の提供や、市町村が共同利用する「AIを活用した総合案内サービス」への情報提供により、子育て家庭の情報収集に関する利便性の向上を図ります。

(保育の受皿の拡充と保育人材確保)

- 待機児童の解消に向けて、市町村が行う保育所や認定こども園等の保育の受け皿の拡充のための支援を行います。
- 保育士等の養成、処遇改善による離職防止、潜在保育士の再就職支援を3つの柱として、保育人材の確保に取り組みます。
- 保育士養成施設入学者への修学資金の貸付など新たに保育士資格を取得しようとする人を支援します。
- 保育補助者の雇上げや、清掃や給食の配膳、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳など、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に対する支援を行い、保育士等の業務負担の軽減を図ります。

- 低年齢児の途中入所や、産休・育休明けの保護者が希望する時期に子どもを保育所等に入所させることができるように、市町村に対し、あらかじめ配置基準を超えて保育士等を配置するための支援をすることで、保育士等の負担軽減を図るとともに、保護者のニーズに対応した良好な保育環境を確保します。
- 県保育士・保育所支援センター*における就職相談等を実施し、潜在保育士の再就職を支援します。
- 保育士等に対する研修を充実させることにより、教育・保育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や障害児保育など、多様な保育ニーズに適切に対応できるよう、専門性や実践力の向上を図ります。
- 地域の実情やニーズに応じて、育児や職業経験など多様な経験を有する人材を子育て支援員*として養成し、子どもが健やかに成長できる環境や体制の確保を図ります。

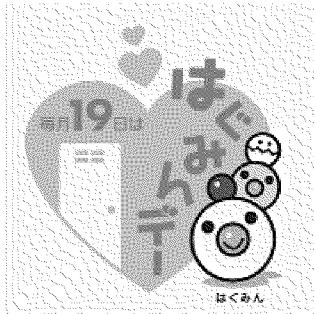
(多様な保育サービスと放課後児童対策)

- 子どもの体調不良時や保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、病児保育、休日保育、延長保育等の多様な保育サービスが提供されるよう、市町村を支援します。
また、外国人の子どもが円滑に保育所等を利用できるよう、保護者や保育所等の支援ニーズの把握に努め、適切な支援の在り方について検討します。
- 放課後児童クラブの計画的な整備等を進め待機児童の解消を図るとともに、放課後児童支援員の確保や資質向上を図ります。
合わせて、放課後子ども教室の実施市町村拡大を図るとともに、放課後児童クラブとの連携が促進されるよう市町村に働きかけるなど、子どもの放課後の居場所の確保を図ります。

(子どもの健康の確保)

- 乳幼児健康診査の結果の分析・評価など、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう市町村を支援するとともに、研修会の開催等を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質向上を図ります。
また、家庭や地域、学校が連携し子どもの基本的生活習慣づくりや食育を推進する取組を支援します。

- 小児科医の育成、確保、医療機関や地域関係機関の連携を推進し、小児医療の充実を図ります。また、小児救急医療相談体制の充実により夜間救急外来の負担を軽減するとともに、PICU^{*}の整備及び専門スタッフの確保により小児救急医療体制の強化を図ります。



「はぐみんデー」

愛知県では、育児のいく（19）とかけて、毎月 19 日を、「子育て応援の日（はぐみんデー）」、毎年 11 月を普及推進強化月間と定め、社会全体で子育てを応援する取組を推進しています。



「子育て家庭優待事業」

子育て家庭に配布される「子育て家庭優待カード」を県内の協力店舗・施設「はぐみん優待ショッピング」で提示すると、ショップが独自に設定する商品の割引やサービスなど、様々な特典が受けられます。

(3) 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

【現状と課題】

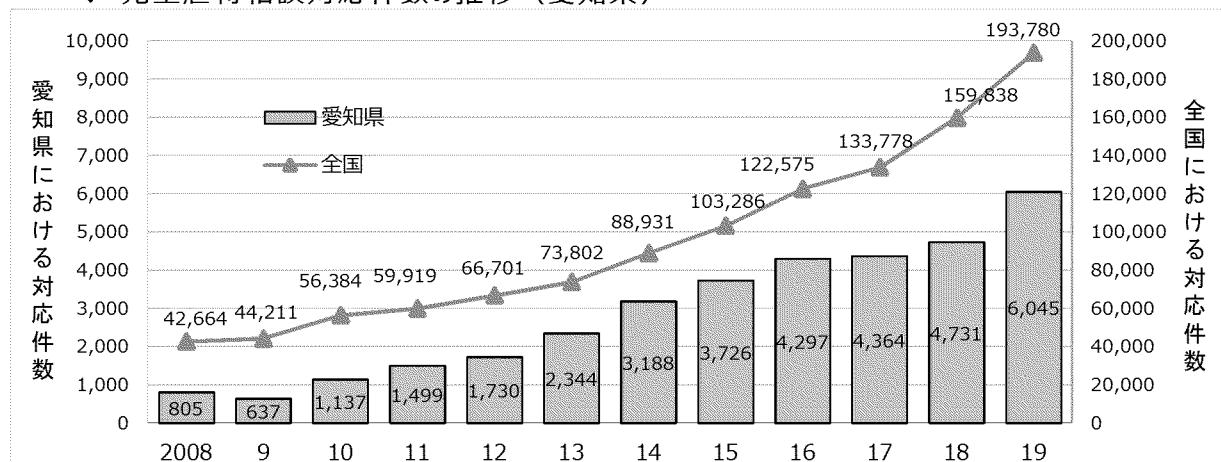
- 経済的困窮やひとり親家庭、何らかの事情で親子が共に暮らせない家庭等では、様々な困難を抱えやすく、支援や配慮が必要ですが、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが、夢や希望を持てる社会を実現する必要があります。
- 本県の子どもの貧困率^{*}は 5.9%^{*}（2016 年）となっており、保護者の所得が低い家庭ほど、子どもの学習習熟度や進学意欲が低いことや、孤食になりがちであるなどの課題も指摘されています。また、ひとり親家庭の保護者は、子育てと生計の担い手を一人で担っており、生活面や経済面、精神面で困難を抱えることも少なくありません。保護者への支援とあわせ、学習面や孤立の防止など、子どもへの支援が必要となります。

* 「愛知子ども調査」（愛知県、2016 年）

- 本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、2019 年度まで 10 年連続で過去最多を更新するなど、依然、深刻な状況にあります。

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、早期の支援により発生を防ぐとともに、虐待事案に対しては、迅速な子どもの保護と個々の状況に応じた家庭への丁寧なケアが求められます。

◆ 児童虐待相談対応件数の推移（愛知県）



(資料) 愛知県福祉局 ※名古屋市を除く

- このため、本県では、専門職員の増員など児童相談所の体制強化に取り組んでおりますが、件数の増加とともに、複雑、困難化した事例も増加しており、児童福祉、心理、保健医療、法律等の幅広い観点から、専門的な知識に基づく

支援を行うことが求められています。

- また、児童虐待相談に適切に対応していくためには、身近な地域における妊娠期から子育て期まで相談支援を担い、児童虐待相談の窓口でもある市町村の体制強化も重要です。県と市町村をはじめ、学校、保育所・幼稚園、医療機関、地域住民等社会全体が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。
- 虐待等により心に傷を負った子どもの愛着形成の観点からは、里親などの家庭的な雰囲気の中で養育することが望まれます。2019年度末時点の本県の登録里親※数は466世帯で、年々増加していますが、登録里親のうち、子どもを受託している里親の割合は、過去5年間20%～30%程度で推移しています。今後も里親委託の推進と合わせ、ファミリーホーム※の設置促進を図るなど、家庭的養育を推進する必要があります。
- 児童養護施設や乳児院といった施設においても、できる限り身近な地域での家庭的養育が求められるとともに、施設の持つ経験や知見を活かして、専門的な支援が求められる子どもへの支援や、保護者や里親への支援等の役割を果たしていくことが求められています。
- 児童養護施設等の退所後も、保護者や家庭の支援が得られにくいなど、自立生活を送ることが難しいことも多く、希望する進路に進むことができるよう、継続的な支援が求められます。



「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号で、お近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

【主要な施策の方向性】

(子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援)

- 市町村等と連携し、生活困窮世帯等の子どもの学習機会や居場所の確保を図るとともに、スクールソーシャルワーカー^{*}の配置により子どもの貧困対策のプラットフォームである学校の体制を強化します。
- また、「子どもが輝く未来基金^{*}」を活用し、地域における子どもの居場所となる子ども食堂の開設に対する助成など、設置拡大に向けた支援を行うとともに、県社会福祉協議会と連携して、子ども食堂が抱える人材や食材確保等の課題解決に向けた取組を推進します。
- 市町村等と連携し、ひとり親家庭の保護者への相談支援、生活支援、就労支援、経済的支援等、生活の安定と向上に向けた総合的な支援を提供することで、ひとり親家庭の自立を促進します。また、ひとり親家庭の子どもの学習機会や居場所の確保を図ります。
- 高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた「若者・外国人未来塾」、学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とした「地域未来塾」等の無料の学習支援を実施することにより、子どもたちが家庭の経済的な理由によらず、夢や希望を実現できる社会作りに貢献します。

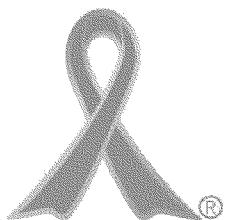
(児童虐待対策の推進)

- 児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくため、児童福祉司等専門職員の計画的増員や研修の実施等による専門性向上の取組、複雑困難な事例に対応するため弁護士等の専門人材と連携などにより、児童相談センターの体制を強化します。また、増加する一時保護に対応できるよう体制を強化します。
- 児童相談センターにおける市町村支援児童福祉司^{*}の配置や、市町村の子ども家庭総合支援拠点^{*}の設置拡大への支援、要保護児童対策地域協議会への支援等により、市町村の相談支援体制の充実強化を図ります。さらに、児童相談所設置の意向のある中核市については、その求めに応じて必要な助言や支援を行います。
- 愛知県要保護児童対策協議会^{*}の開催等を通じて、福祉、保健医療、教育、警察などの関係機関とのネットワークを強化します。

また、市町村と連携したオレンジリボン・キャンペーン*を通して、保護者や県民に児童虐待問題や相談窓口の周知を行い、社会全体で児童虐待に対応していくための機運の醸成を図ります。

(社会的養育の体制整備)

- 市町村と連携して里親制度の普及啓発等を実施するとともに、里親登録後も養育技術向上等の研修を実施します。また、児童相談センターに新たに配置する里親養育支援児童福祉司*や児童養護施設等に配置している里親支援専門相談員*等により継続的な支援を行い、里親が安心して養育を行える環境を整備し、里親に養育される子どもの健やかな成長を支援します。
- 児童養護施設や乳児院についても、施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組を支援します。また、高いケアニーズを抱える子どもに対応するため職員の専門性の向上を図るなど施設の高機能化を推進するとともに、一時保護専用施設の設置や里親支援機能の強化など施設の専門性を活用した機能転換・多機能化への取組を支援します。
- 児童養護施設等からの退所を控えた子どもについて、継続的な支援を行うとともに、退所後も、必要に応じて生活の場所の提供や、就職、進学希望者に対する必要経費の助成や貸付けなど、安定した生活基盤の構築に向けた支援を行います。

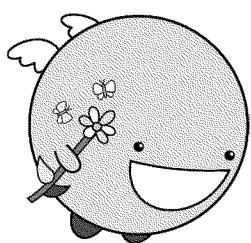


「オレンジリボン・キャンペーン」

毎年11月の児童虐待防止推進月間に、「子どもの虐待防止」の象徴であるオレンジリボンの啓発を通じて、保護者や県民に児童虐待問題や相談先の周知等を行うキャンペーンを実施しています。

2 健康寿命の延伸

- 2040 年の我が国の平均寿命は男性 83.27 年、女性 89.63 年と推計されており、100 歳を迎えることも珍しくなっていくと見込まれています。長くなつた人生を心身ともに健康で自立して過ごせることは、人生 100 年時代の安心にとって非常に重要です。
- そのためには、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間）ができるだけ長くすることが重要となります。本県の健康寿命は、2016 年時点では、男性 73.06 年（全国 3 位）、女性 76.32 年（全国 1 位）と、全国的にも高い水準にありますが、平均寿命との差が、男性で 8.20 年、女性で 10.59 年あり、健康寿命の延伸により、この差の縮減を図つていくことが求められます。
- 医療や介護が必要な状態となることを防ぎ、健康寿命を延ばすためには、若い時からの健康づくりにより、心身の機能の維持・向上を図るとともに、生活習慣病をはじめ QOL を低下させる疾病の発症やその重症化を予防していくことが重要となります。
- さらに、高齢期においては、健康的な状態から要介護状態にいたる過程で、加齢により心身の活力等が徐々に低下していく等の中間的な段階（フレイル）を経ることが指摘されており、この段階での身体的、精神・心理的、社会的な支援により、要介護状態となることを防ぐことが重要です。
- すべての県民が生涯を通じて、健康でいきいきと過ごしていくためには、一人ひとりの主体的な健康づくりに加え、疾病の早期発見や重症化予防、社会全体でサポートする仕組みが必要であり、「健康長寿あいち」の実現を目指し、生涯にわたる健康づくりの取組を推進していくことが必要です。



「エアフィー」
(愛知県健康づくり応援キャラクター)

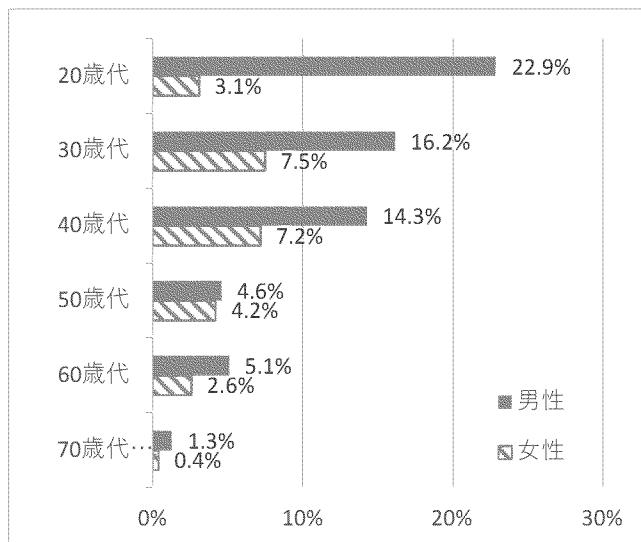
太陽や空気が当たり前に存在しているように、健康であることが当たり前でありたいという願いながら、県民の健康づくりを応援するイメージキャラクターです。「エアフィー」は "fairy" (妖精) を元にアルファベットを並べ替えて作った造語です。

(1) 生活習慣の改善による健康づくり

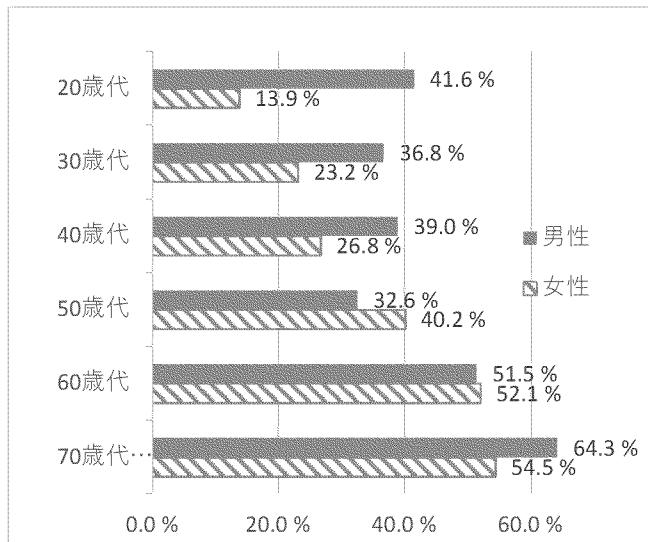
【現状と課題】

- 幼少期においては、健康的な生活習慣を身につけることが、子ども自身の健やかな育ちとその後の社会活動の基礎となります。成人期においては、それぞれの生活スタイルに応じた健康的な生活習慣の習得や生活習慣の改善による健康の保持増進が、充実した活動の基盤となるだけでなく、高齢期における心身の機能の維持につながります。
- 健康的な生活習慣には、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康など様々な要素がありますが、40～50代男性の肥満者は約4人に1人、20～30代女性のやせの割合は約5人に1人、低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者は約5人に1人、朝食の欠食は20～30代の男性に多い、運動習慣を持つ者は20～30代に少ないなど、健康課題は性別や年齢によって異なっており、それぞれの課題に応じた健康づくりへの支援が必要です。

◆ ふだん朝食をほとんど食べない者の割合



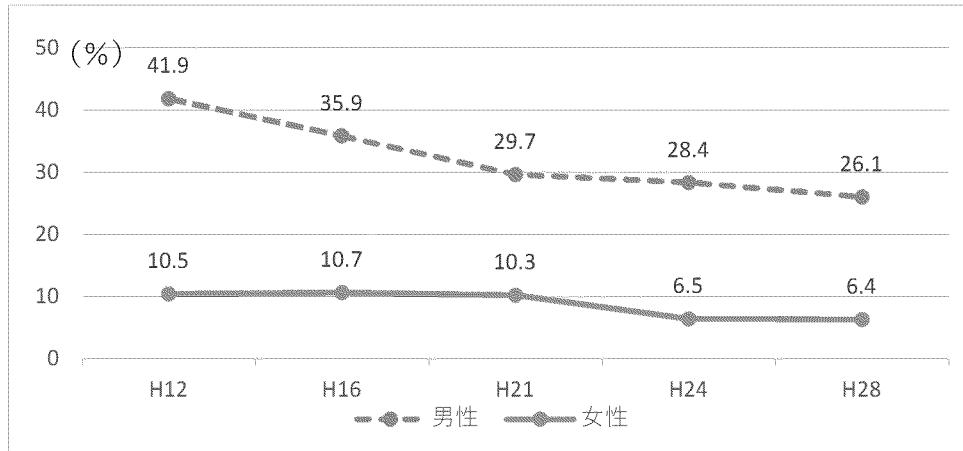
◆ 運動習慣者割合



(資料)「愛知県生活習慣関連調査」(2016) (愛知県)

- 特に、喫煙は、がん、循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病に共通するリスク要因であるとともに、副流煙に含まれる有害物質は、非喫煙者の健康にも影響を与えます。成人の喫煙率は低下傾向にあり、2018年の健康増進法の改正等により受動喫煙防止の取組も強化されていますが、未成年や妊娠中をはじめとする喫煙防止・禁煙支援とあわせ、受動喫煙防止の一層の推進が求められます。

◆ 成人の喫煙率の推移



(資料)「健康日本21 あいち新計画中間評価報告書」(2018年3月) (愛知県)

- 健康づくりのためには、生活習慣の改善など個人の取組が不可欠ですが、健康は、社会的なつながりや社会環境からも影響を受けるものです。また、社会の構成員が健康で活動できることは、社会の活力の維持のためにも重要です。行政やボランティア、関係団体、企業など、多様な主体の取組により、社会全体で健康づくりを支える環境を整えていくことが求められます。



「あいち健康マイレージ」

県と市町村が共同で実施する、県民の主体的な健康づくりを応援するための取組です。健康づくりに取り組み、一定以上のポイントを獲得すると、県内の協力店で様々なサービス（特典）が受けられる優待カード「MyCa」が交付されます。連携アプリ「あいち健康プラス」からも参加できます。

※「あいち健康プラス」は、日々の歩数記録や健康目標の設定、体重・血圧の記録などにより、健康管理や生活習慣の改善を支援するアプリです。

【主要な施策の方向性】

(健康的な生活習慣の知識の普及)

- 職域保健、学校保健の関係者を始め、企業やボランティア、関係団体と連携し、健康的な生活習慣に関する普及啓発の取組を進め、知識の普及を図ります。特に健康指標の課題が多い働き盛り世代の健康増進を図るため、健康づくり関係団体や保険者等と連携した取組を強化します。
- バランスのとれた食事や朝食の必要性、野菜の積極的な摂取等、適切な量と質の食習慣を身につけ健康的で質の高い生活が送れるよう、健康と食に関する正しい知識の普及啓発とともに、ライフスタイルに即した健康に配慮した食生活の実践を促進します。
- 生涯にわたり運動器の健康を維持し、健康で質の高い生活が送れるよう、身体活動や運動に関する正しい知識の普及啓発とともに、運動や健康づくりに関する実践的な活動を行うボランティアの育成や支援、資質の向上に努めます。
- 生涯を通じて自分の歯で食べるための「8020 運動※」を推進し、歯と口の健康を保つための正しい知識の普及とセルフケアの実践とともに、定期的な歯科検診による専門的ケアを積極的に受けることを促進します。

(受動喫煙対策の推進)

- たばこが健康に与える影響について、正しい知識と情報の提供を行うとともに、企業や市町村等でたばこ対策に取り組む職員等の人材育成を行います。また、改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の相談・支援を行うなどで、望まない受動喫煙のない環境を整えます。

(健康づくりに取り組む環境整備の推進)

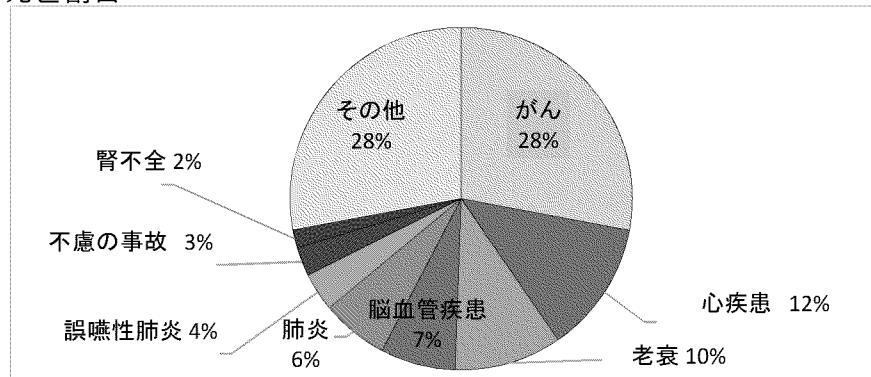
- 市町村と協働し、県民の主体的な健康づくりを促すための取組を推進します。また、商工会議所等の経済団体や、医療保険者等と連携し、企業の健康経営を推進することで、働く世代が、健康づくりや生活習慣の改善に取り組みやすい環境の整備を図ります。
- 繙続的な食生活改善や運動実践等に取り組むことができるよう、産官学が連携した情報発信やインセンティブ（動機付け）提供など、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを促進します。

(2) 疾病予防・重症化予防

【現状と課題】

- 疾病、特に慢性的な疾患は、症状の進行や他の疾患が重なること等により、心身の機能の低下や社会活動の制限などを余儀なくされ、生活の質を大きく左右することになります。県民の死因の約3割をがん（悪性新生物）が占め、心疾患、脳血管疾患を含めた生活習慣病で約半数に上っており、生活習慣病を始めとする疾病的発症予防とともに、疾患の早期発見や適切な管理により、重症化を予防することが重要となります。

◆ 死因別死亡割合



（資料）「令和元年（2019年）人口動態統計」（厚生労働省）

- こうした疾患の発症や進行には、高血圧、脂質異常症、高血糖といった危険因子や、食生活や運動、喫煙、休養、口腔ケア等といった生活習慣との関係が指摘されており、生活習慣の改善や健診の受診等により、危険因子の管理や発症リスクの軽減を図っていくことで、疾病的予防や重症化の予防が可能となります。
- がんの早期発見のためには、がん検診の受診が有効ですが、がん検診の受診率（2018年度）は、部位により8.3～17.7%程度です。また、特定健康診査※・特定保健指導※の実施率（2018年度）はそれぞれ55.6%、25.0%にとどまっています。疾患が初期や軽度の場合には自覚症状がないものもあり、健診等で指摘を受けても何もしていない人や、治療を中断してしまうケースもあります。

◆ 2018年度がん検診の受診率（胃・乳・子宮は隔年受診率）

	胃がん(%) (50歳以上)	大腸がん(%) (40歳以上)	肺がん(%) (40歳以上)	乳がん(%) (40歳以上)	子宮がん(%) (20歳以上)
全国(69歳まで)	8.1	8.1	7.1	17.2	16.0
愛知県(69歳まで)	9.6	8.4	8.3	15.0	17.7

資料 「平成30年度地域保健・健康増進事業報告」（厚生労働省）

- 生活習慣や危険因子と疾患との関連性や疾患の早期発見の重要性、健診の有効性等について周知する等、健康診断の受診率向上に向けた取組の推進が必要です。
- うつ病等のこころの不調や病気は、家庭や仕事、社会経済的な要因等、様々なストレスの重なりにより、誰もがかかる可能性のあるものです。こころの健康を保つために、十分な睡眠などの健康的な生活習慣、多量飲酒等のリスクについて正しい知識を得るとともに、早めの相談や、こころの不調に対する周囲の理解が必要です。
- 依存症については、新たな法が整備され（「アルコール健康障害対策基本法」（2014年6月施行）、「ギャンブル等依存症対策基本法」（2018年10月施行））対策が進められていますが、依存症は、自覚や認識がないままに発症している人や、治療を受けていない人も多く、本人や家族等誰もが気軽に相談できる体制を整備し、早期に不調に気づき、必要な治療や支援につなげることが重要です。

【主要な施策の方向性】

(生活習慣病の発症予防の知識の普及)

- 愛知県循環器病対策推進計画（仮称）を策定し、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善等による循環器病の予防及び重症化予防について、保健医療福祉の関係団体と協力して普及啓発に取り組みます。
- 学童期や思春期の健康づくりや、生活習慣病予防に関する知識を有する指導者を養成することにより、子どもの頃から健康的な生活習慣の獲得を促し、肥満や糖尿病を始めとした生活習慣病予防の推進を図ります。
- 歯周病と関連が深い糖尿病の発症予防、重症化予防を図るため、医科と歯科が連携して適切な歯周病治療を推進するとともに、保健医療関係者を含めた正しい知識の普及・拡大に努めます。

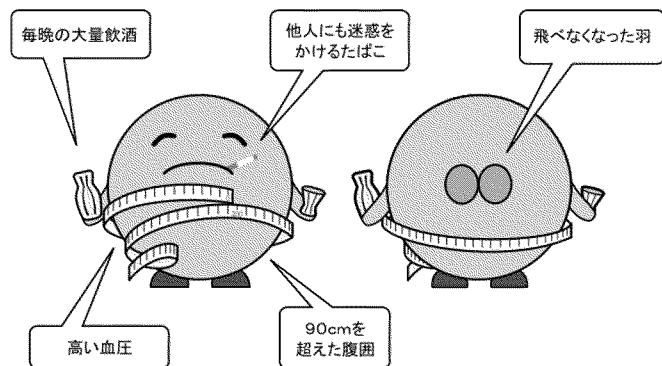
(健診受診率の向上)

- 市町村、医療保険者、検診機関等と連携した取組を行い広く県民に検診受診を呼びかけるなど、がん検診受診率の向上を図ります。
- 精密検査が必要と判定されたがん検診の受診者に対して、市町村、医療保険者、検診機関等と連携し、精密検査を受診するよう適切に働きかけ、精密検査受診率の向上を図ります。
- 特定健康診査や特定保健指導の受診率を向上させるため、毎年 6 月を「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化月間」と定め、医療保険者や企業等と連携して、受診率向上のための啓発を実施します。また、国民健康保険の保険者（市町村及び国民健康保険組合）に対して、優良事例の横展開等を図ります。
- 市町村等において、受診率向上や保健指導で工夫をしている取組事例について横展開を図ることで、受診率の向上を目指します。

(こころの健康の保持・増進)

- こころの健康に関する正しい知識や対応について普及啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図り、関係機関との連携を推進します。また、より身近な市町村において、こころの健康対策が推進できるように支援します。

- 依存症に対する正しい知識の普及を図るとともに、患者やその家族等に対し、予防、相談、治療、回復支援に至る支援体制の整備を図ります。



「メタボ君」

メタボ君は、みんなにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の怖さを伝えるために、エアフィーがわざと悪い生活習慣を行ってメタボリックシンドロームの状態になった仮の姿です。

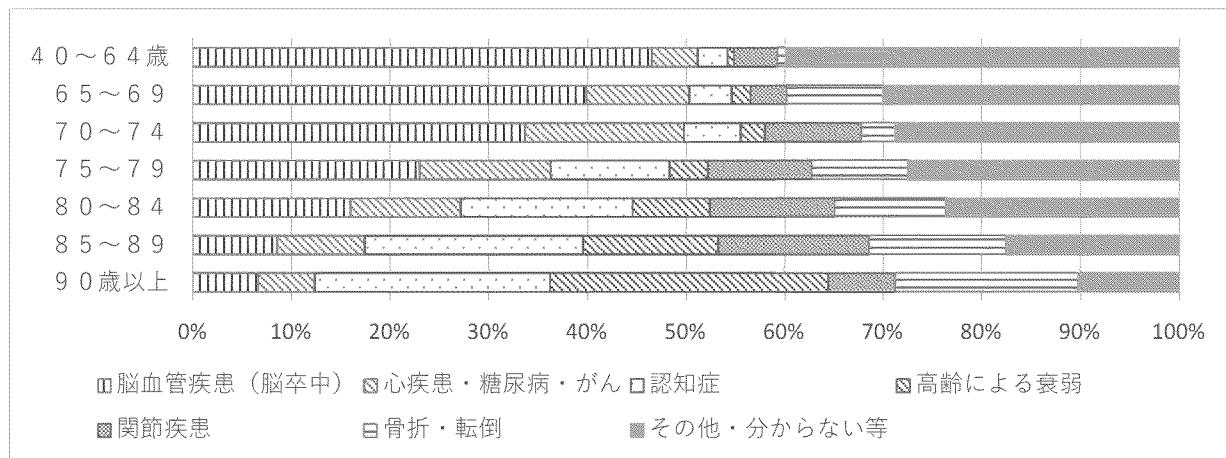
※ よい生活習慣にもどると、元のエアフィーにもどります。

(3) フレイル予防・介護予防・認知症予防

【現状と課題】

- 高齢者、特に後期高齢者には、フレイルになりやすいという特性がありますが、これは、心身機能の低下や、生活習慣病や低栄養等の健康状態の悪化、社会的なつながりの弱まりといった多面的な要因の重なりにより、その状態が大きく影響されるものです。
- また、要支援者及び要介護者における介護が必要となった原因は、若い世代ほど脳血管疾患が占める割合が高い一方、高齢になるにつれて認知症、骨折・転倒、高齢による衰弱の占める割合が高くなっています。

◆ 介護が必要となった主な要因（年齢別）

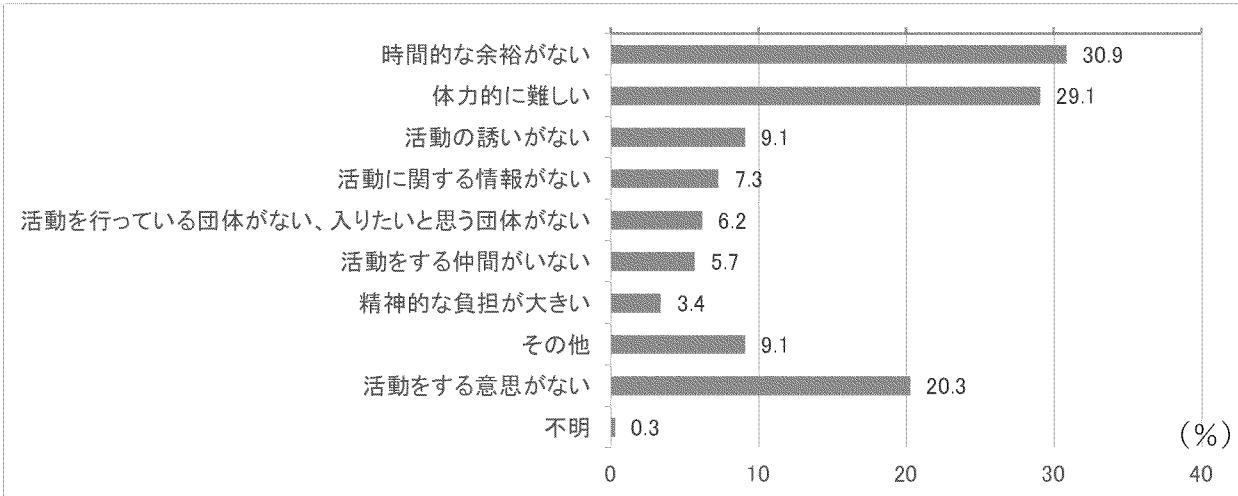


(資料)「国民生活基礎調査」(2019年) (厚生労働省)

- フレイルを予防し、要介護状態となることを防ぐためには、食生活の改善や口腔ケア、適度な運動、持病のコントロール等とあわせ、生きがいを持つことや、地域の中に役割や居場所があることなどにより、閉じこもりや孤立を防ぎ社会的な交流が促されるような環境づくりが重要となります。さらに、こうした運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会的孤立の解消や役割の保持等は、認知症の発症を遅らせることができる可能性も示唆されています。
- 内閣府の調査*では、健康状態がよいほど、生きがいを感じている割合が高い傾向にありますが、高齢者が社会的な活動をしていない理由としては、「時間的な余裕がない」と並び「体力的に難しい」が多くなっており、高齢者がそれぞれの健康状態や生活の状況に応じて、無理なく活動に参加・継続できることが重要です。

* 「高齢者の健康に関する調査」(内閣府、2017年)

◆ 社会的な活動をしていない理由



(資料)「高齢者の健康に関する調査」(2017年) (内閣府)

- 高齢者に身近な場所で日常的に通うことができる「通いの場※」として、サロンや健康づくりに関する教室、認知症の人や家族が集う「認知症カフェ※」などの取組が進められていますが、参加率の低さや参加者の固定化などの課題もあります。地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことが求められます。
- また、高齢期の健康づくりにおいては、現役世代における肥満対策に重点を置いたメタボリックシンドローム対策からフレイル予防への転換が必要であり、生活習慣病の発症予防より、重症化予防の取組が相対的に重要となることが指摘されています。
- 高齢者の自立した生活、健康寿命の延伸のためには、高齢者的心身に関する多様な課題に対応して、保健事業とフレイル予防・介護予防の取組を、身近な地域で、きめ細かくかつ一体的に実施していくことが求められます。

【主要な施策の方向性】

(高齢者の生きがいと健康づくりの推進)

- 「あいちシルバーカレッジ」の充実を図るとともに、生涯学習に関する一元的な情報提供により、高齢者の学習活動を支援します。
- 健康づくりや介護予防、高齢者相互の生活支援等に取り組む高齢者の自主組織である老人クラブの活性化の促進や、高齢者のスポーツ活動への参加促進など、高齢者の社会参加を促進します。
- 食べることは、健康づくりには欠かせないうえ、高齢者にとって楽しみのひとつであることから、噛める歯と口腔機能を維持するため、定期的な歯科検診を受けることを啓発します。



愛知県生涯学習情報システム
「学びネットあいち」
<https://www.manabi.pref.aichi.jp/>

(多様な介護予防サービスの提供体制の充実)

- 高齢者の介護予防や孤立の防止に有効な「通いの場」の運営等にかかる課題やノウハウを集積し、全県に普及することで、通いの場への参加者促進や新たな通いの場の創出を図ります。
- 身近な地域において介護予防の取組を推進するため、介護予防に関する人材育成や技術支援等、市町村や地域包括支援センターの支援体制の充実を図ります。
- フレイルの前段階でみられる口腔機能のささいな衰えに気づき、効果的な介護予防サービスを提供できるよう、関係機関の連携と支援体制の充実を図ります。

(認知症予防の推進)

- 認知症の「予防」は「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことであることから、国立長寿医療研究センターを中心として、あいち健康プラザや大学・企業との連携による共同研究を推進し、早期診断、早期介入、介護・ケア技術の開発を行います。

(保健事業と介護予防の一体的な実施)

- 市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、制度の周知徹底や優良事例の横展開等を通して、その取組を支援します。